2019年度　厚生労働省「人材開発支援助成金」 助成率・助成額　試算表

2019年4月1日

【NISA研修費】(助成金なしの場合)

受講料	78,800 円
教材費	5,000 円
合計	83,800 (税抜)
	90,504 (税込)

【厚労省・人材開発支援助成金】　※賃金助成は、21時間(7時間×3日間)を受講した場合を示します。

条件	一般訓練コース	特定訓練コース(注1)	生産性要件[6%以上]	賃金助成(円/時間)	経費助成率(%)	賃金助成※21時間(円)	経費助成(円)	助成額合計(円)	助成率(%)
①	○			380	30%	7,980	27,151	35,100	38.8%
②	○		○(注2)	480	45%	10,080	40,727	50,800	56.1%
③		○		760	45%	15,960	40,727	56,600	62.5%
④		○	○(注3)	960	60%	20,160	54,302	74,400	82.2%

(100円以下切り捨て)

注1)　特定訓練コース(若年人材育成訓練)
訓練開始日において、雇用契約締結後5年以内で35歳未満の雇用保険の被保険者が対象。

■厚生労働省の助成金に関して、「生産性要件」を満たしている事業者は、助成率の割り増しがあります。

注2)　2019年度より、「一般訓練コース」の場合も、「特定訓練コース」と同様に、実績主義から成果主義(注3参照)に変更となりました。

注3)　特定訓練コースの場合、訓練開始日が属する会計年度の前年度の生産性と、その3年後の会計年度の生産性と比べて6%以上伸びていること。

★「生産性」は次の式で計算します。(詳細は、生産性要件算定シートで試算して下さい)

$$*生産性＝\frac{(営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃借料+租税公課)}{雇用保険被保険者数}$$

■支給申請期限：訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年後の会計年度の末日の翌日から起算して5か月以内に割り増し助成分のみ別途申請。 [例：2019年度 開始の訓練の場合、2021年度 会計年度末日の翌日から起算して5か月以内]

◆労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます。[厚労省HPより]
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

◆生産性要件算定シート[厚労省HPより]
http://www.nagisa.or.jp/info/data/tmp/09info2439.xlsx